

給付奨学生(新制度) 全員提出

令和6年 月 日

学修の意欲に係る申出書

学 籍 番 号	
年 次	
氏 名	

一年間の学修状況を振り返り、授業への取組状況や授業時間外(予習・復習等)の学修の取組状況を下記のとおり申し出ます。

記

学修状況 課題の提出状況や授業時間 以外の予習・復習など学修へ の取組状況について子細に 記入すること。	

日本学生支援機構給付奨学生適格認定の学業成績基準より、**学修意欲が低いと認められる場合、「警告」又は「廃止」の処置に相当します。**

下記基準を確認し、給付奨学生の自覚をもって学業に精励しなければなりません。

<u>給付奨学金：適格認定(学業)における学業成績の基準について</u>	
廃止基準	基準①：修業年限で卒業できないことが確定した場合。 基準②：修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合。 基準③：学修意欲が著しく低い状況にある場合。 基準④：下の「警告」に連続して該当する場合。
警告基準	基準①：修得単位数が標準単位数の6割以下場合。 基準②：GPAが下位1/4に属する場合。 基準③：学修意欲が低い状況にある場合。

(提出期限) **2024年1月31日(水)**

(提出先) 学生課生活支援係

▶メールによる提出の場合 Email : gaku-s3@nifs-k.ac.jp

▶郵送による提出の場合 〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 学生課生活支援係 宛